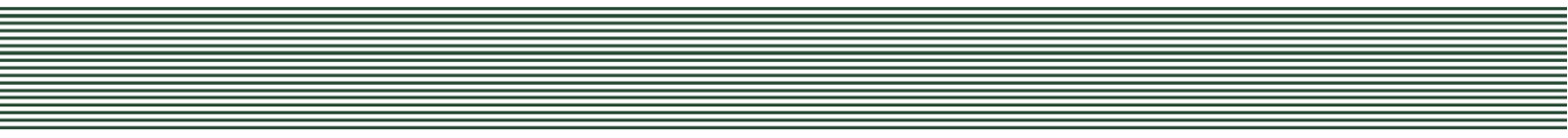




板橋区地域防災計画
概要版
(令和5年度改定)



板橋区



1 計画の目的・目標

第1部 総則

◆計画の目的

本計画は災害対策基本法第42条の規定に基づき、板橋区防災会議が策定する計画であり、区が、国及び都、指定地方行政機関、指定公共機関（以下「関係防災機関」という）と、その有する全ての機能を有効に発揮して、区の地域における災害に係る予防対策、応急・復旧対策及び復興対策を実施することにより、区の地域並びに区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とします。

◆地域特性・被害想定



区北部の荒川流域地区が洪水被害による浸水想定区域になっていることに加えて、高齢者単身世帯が多く、逃げ遅れ等が懸念されます。

都の被害想定では、区内で最大震度7の揺れが想定されます。激しい揺れ等により死者109人、全壊1,961棟、焼失1,189棟と想定されます。

都の被害想定では、区内で、停電、断水、下水道被害、通信不通のライフライン被害が発生すると想定されます。

都の被害想定では、区内で最大99,749人の避難者数が発生すると想定されます。

◆災害時の課題



高齢等単身世帯への支援

区北部は高齢者の単身世帯率が高い。高齢者や障がい者等の単身世帯は、逃げ遅れや避難所生活の健康被害等が懸念されます。

都や自治体からの応援

- ・都の被害想定では、被害が震源地や沿岸部に集中するため、都や他自治体等の応援は、より大きな被害があった地域に向けられ、区への応援は、遅れる又は限定されるおそれがあります。
- ・初動体制の強化、並びに救出・救助活動やライフライン等の復旧の迅速化のために関係防災機関及び民間事業者との密接な連携が必要です。

避難体制の構築

- ・自治体の枠を越える大規模災害時における避難先の確保や広域避難も含めた的確な避難誘導のあり方の整備が必要です。
- ・高齢者や障がい者などの要配慮者をはじめ、避難者が安全に避難できる体制の整備が必要です。

復旧・復興への迅速な対応

- ・罹災証明書の交付及び生活再建支援施策を迅速に行う体制の整備が必要です。
- ・応急仮設住宅供与等の体制整備、トイレ機能の確保及び、がれき処理体制の構築に取り組むことが必要です。

◆減災目標



目標1 区民の命を守る

- ・2030年度までに、首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減（死者ゼロをめざす）

目標2 区民の生活環境を守る

- ・地域の機能を支える機関（区役所、病院等）の機能停止を回避
- ・ライフライン事業者等と連携して早期復旧を図るとともに、在宅避難ができない区民及び帰宅困難者の避難・一時滞在先と支援物資を確保
- ・地域の社会及び経済活動を迅速に再建・回復

◆減災目標を達成するための視点・指標



◆具体化する主要事業



2 災害予防・応急復旧・復興計画

第2部 区等の基本的責務と役割

◆第1章 基本理念及び基本的責務

- ・区民、事業者及び区の基本理念及び基本的責務

◆第2章 区及び関係機関各機関の役割

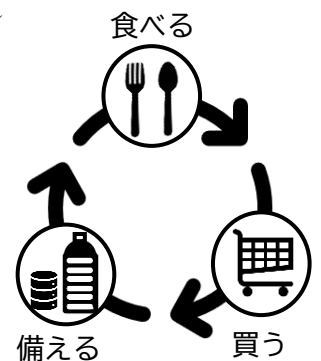
- ・板橋区、東京都（警察・消防・上下水道等）、指定地方行政機関、自衛隊、ライフライン事業者、交通機関、医療機関、区民、事業者の役割



第3部 災害予防計画

◆第1章 区民と地域の防災力向上

- ・「自らの生命は自ら守る」ために必要な自助、共助による防災対策を推進していきます。
 - ▶ 家庭内備蓄の強化（最低3日間、推奨1週間を自力で過ごせるよう水・食料等の在庫を切らさずに備蓄するローリングストックの実施）
 - ▶ 避難行動要支援者がいる家庭における個別避難計画の作成
 - ▶ ワークショップやまち歩きなどを通じて、地区の住民や事業所などが、災害特性に応じた地区防災計画を策定し、平時の訓練などにおいて、実効性を高める取組を支援
- ・マンション防災における自助・共助の構築



◆第2章 水害予防対策

- ・区は、洪水ハザードマップ等により、住民が浸水の危険性や避難所・避難経路について事前に認識できるよう、積極的に普及啓発していきます。
- ・全国统一基準によるピクトグラムを使用して、小中学校等の避難所に旅行者や外国人等にも分かりやすい看板を設置します。
- ・国土交通省「まるごとまちごとハザードマップ」の取組等を勘案し、浸水想定区域の電柱及び区立施設に浸水深表示を設置します。



◆第7章 情報通信の確保

- ・地域住民への情報提供手段としてLINE、デジタルサイネージなど様々な情報提供手段を検討し、周知していきます。
- ・災害広報情報は地図情報等を活用して一元管理を行い、専用のアプリやポータルサイトと連携させ、避難所開設状況等の情報発信が視覚的にわかりやすいものとなるよう更新していきます。（第4部第3章再掲）。
- ・障がい者の特性に配慮した情報伝達手段の充実を図ります。



◆第11章 物流・備蓄・輸送対策の推進

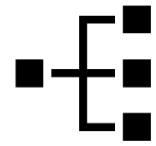
- ・被災者の生活の維持のため、あらかじめ必要な食料、飲料水、生活必需品等を発災後3日分の物資の確保に努めます。
- ・備蓄物資の総量については、都の被害想定における区の最大避難者数を基準とし、家庭の備蓄率やSDGsの理念を踏まえて再構築します。
- ・区民の日常備蓄の取組や食物アレルギー・感染症に配慮した備蓄、効率的な物資調達を推進していきます。



第4部 災害応急・復旧対策計画（震災・火山編）

◆第1章 初動態勢

- ・災害時に区職員が自発的に行動できる効果的な業務継続マネジメント(BCM)体制を構築するため、非常配備態勢の種別に応じて措置すべき事項・指示命令(コマンド)を定めた初動マニュアル・Ready-Goリストを改訂します。
- ・区役所全体の防災行動を整理した庁内タイムラインを新たに作成します。



◆第6章 避難者対策

- ・区の災害関連死者数減少のため、区民が被災していない区外の協定締結自治体自治体への「広域避難(都県外広域一時滞在)」が可能となる体制について構築しました。



◆第7章 物流・備蓄・輸送対策

- ・舟渡四丁目南地区に竣工予定の民間大規模物流施設(MFLP・LOGIFRONT東京板橋)と連携し、災害時の支援物資の保管・輸送拠点として、物流システムを用いた支援物資の効率的な管理及び実効性のある防災体制を構築します。



◆第11章 噴火降灰対策(新設)

- ・富士山が噴火した場合の情報収集・伝達、交通・ライフラインの応急対策、宅地等の降灰処理について、区は関係防災機関と連携して対応します。



第5部 災害応急・復旧対策計画（風水害編）

◆第7章 避難者対策

- ・浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化されています。区は施設設置者に対し継続的な支援に努め、要配慮者の避難体制を整備していきます。
- ・水害時の基本的な避難行動は、高台への避難です。高台へ避難する猶予がない場合は、浸水の恐れのない高層階へ避難してください。



第6部 災害復興計画

◆第5章 災害復興計画の策定

- ・被災後2週間を目途に復興本部会議の審議を経て、板橋区災害復興基本方針を策定し、これに基づき災害復興計画及び特定分野復興計画を策定します。



第7部 南海トラフ地震編

- ・南海トラフを震源とする地震では、板橋区の震度は5弱～5強と想定されています。気象庁から「南海トラフ地震関連する情報」が発表された場合、区は非常配備態勢の発令を検討するとともに、区民に対して備えを呼びかける等の注意喚起を促します。



3 自助・共助の推進

区ができることには限界あり！自助・共助で作り上げよう『災害に強い板橋』

◆災害の発生に備えて『避難方法』を確認しよう！

災害が発生しても自宅で生活できる場合は、無理に避難所に集まる必要はありません（在宅避難の推奨）。

避難が必要な場合は、親戚・知人宅・ホテルなどの宿泊施設への避難（分散避難）も検討しましょう。



洪水等の風水害の場合は、日ごろからハザードマップを確認しておき、自宅の場所が浸水地域にあれば浸水の恐れのない高台へ避難しましょう。

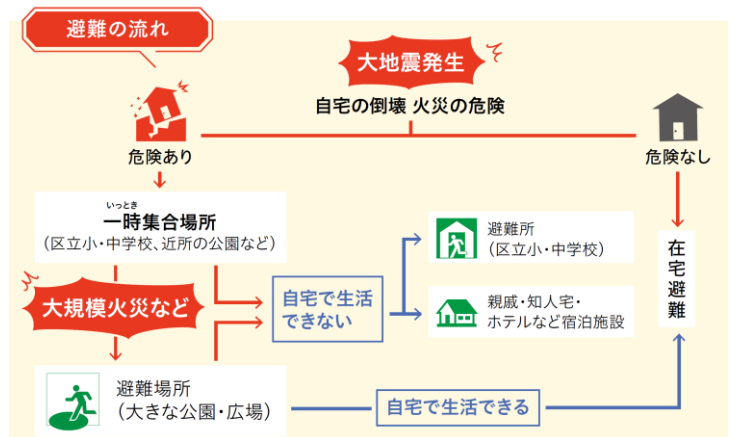
また、身の危険を感じたら、区の避難情報を待たずに、自分の命を守るための適切な避難行動をとりましょう。

※令和6～8年度にかけて区立施設等に浸水深表示を設置します。

浸水深表示イメージ



※詳細は、防災ガイド・ハザードマップ2024をご確認ください。



【避難の流れ（地震）】

◆地域特性に応じた地区防災計画を作成しよう！

地域の防災力を向上させるため、区民、事業者等が主体的に「地区防災計画」を作成することができます。板橋区では、今後、区民が自らの地域に応じて作成した18地域の地区別防災対策マニュアルやコミュニティタイムラインを板橋区地域防災計画における「地区防災計画」と位置付け、作成及び改定を支援していきます。



ワークショップやまち歩きなどを通じて、その地域の災害特性に応じた地区防災計画を策定し、平時の訓練などにおいて実効性を高める取組をお願いします。



◆『すぐに必要なもの・なければ困るもの』を準備しよう！

区では備蓄品の充実に努めていますが、限界があります。災害に備えて、家庭で1週間分以上の飲料水、食料品等を確保しましょう。避難が必要になった場合に持ち出すものは、すぐに必要になるもの、なければ困るものなどを優先して用意しましょう。

用意したものは、リュックサックや非常用持出袋等にまとめ、すぐに持ち出せるようにしておきましょう。

＜用意するものの例＞

飲料水、食料品、貴重品、衣類の着替え
医薬品、携帯トイレ 等



※詳細は、防災ガイド・ハザードマップ2024をご確認ください。



4 公助の取組

板橋区ではこんなことに取り組んでいます

◆いたばし防災+(プラス)プロジェクト

板橋区では、少しかたくるしいイメージのある「防災」に『楽しい』や『おいしい』などの付加価値をプラスすることで、これまで防災に興味がなかった人にも気軽に防災について考えてもらえるような取組をたくさん行っています。

※詳細は区 HP をご確認ください。



いたばし防災+チャンネル



『ペット防災』や『災害時の美容』など、楽しみながら防災知識を身につけられる動画を YouTube で配信しています。

防災レシピブック



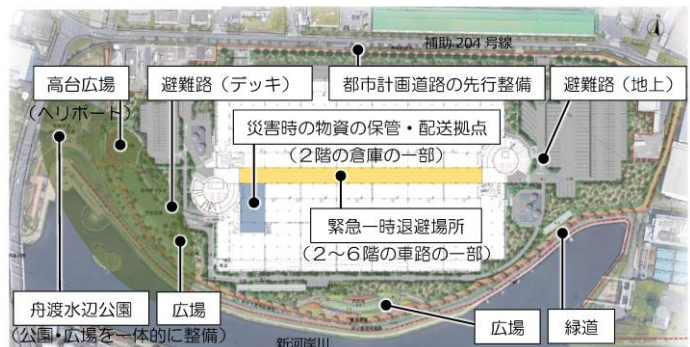
備蓄食をつかった普段のごはん用のレシピを開発・紹介することで、ローリングストックの普及に取り組んでいます。

◆備蓄物資管理体制の見直し

令和4年に実施された都の被害想定の見直しに伴い、各避難所や備蓄倉庫に配備している備蓄物資について、品目や数量などの見直しを進めています。

また、舟渡四丁目南地区に令和6年9月末に竣工予定の民間大規模物流施設と連携し、当該施設を支援物資の保管・配送拠点として物流システムを用いた支援物資の効率的な管理及び実効性のある防災体制を構築します。

官民連携による舟渡四丁目地区の高台まちづくり 推進による主な地域貢献の内容

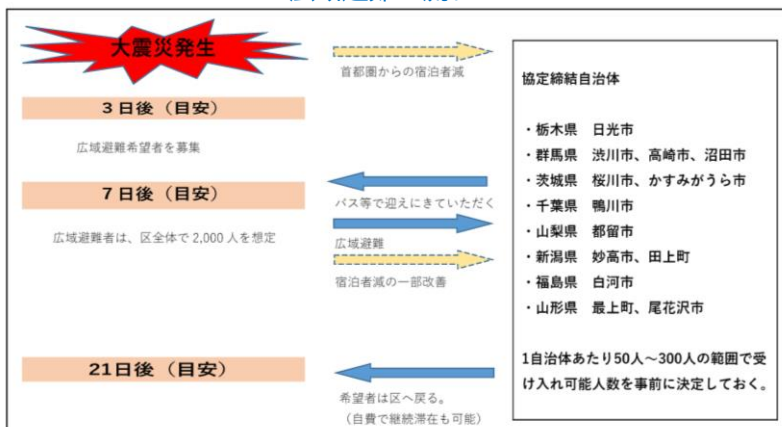


MFLP・LOGIFRONT 東京板橋 (舟渡四丁目3番)

◆【全国初】区と8県13自治体間で広域避難体制を構築

令和5年8月28日に板橋区は、首都直下地震等の大規模災害時における区の災害関連死者数減少のため、区及び8県13自治体間で締結している「災害時における相互援助に関する協定」を改定することで合意し、全国で初めて、被災していない自治体への「広域避難 (都県外広域一時滞在)」が可能となる体制を構築しました。今後は、協定自治体と連携して滞在施設の確保に努めていきます

広域避難の流れ



板橋区地域防災計画 (令和5年度改定)

概要版

編集 板橋区危機管理部防災危機管理課

〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号

TEL 03-3579-2159 FAX 03-3963-0150

kk-keisui@city.itabashi.tokyo.jp

令和6年●月発行

刊行物番号 R06-●●●●



板橋区 〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目 66 番 1 号 URL <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/>